〔教育職員免許状〕

履修登録にあたっての注意
　教育職員免許状の取得希望者は、教育職員免許法施行規則に定める「教職実践演習」（4年次後学期必修科目）を受講するため、1年次から「履修カルテ」（ポートフォリオ）を作成することが義務付けられており、四年間を通じた計画的な学修が必要である。したがって、原則として教職課程に登録を1年次に行っていない者は、教育職員免許状の取得はできない。

◎本学の教員養成理念

　自ら学ぶことを通して生徒の学びを支援し、科学的知見及び幅広い社会的視野に根差した教養を身につけ、地域社会やひとびとの生活にもまなざしを向けられる教員を養成する。

◎社会福祉学部の教員養成理念

　教科指導はもちろんのこと、現代社会に不可欠の福祉的な発想と教養を備え、ソーシャルワークの対人援助技術を身につけた教員を養成する。

◎環境ツーリズム学部の教員養成理念

　社会科学的知見と幅広い教養に裏づけられ、地域社会に貢献しうる問題発見、解決能力のある使命感・責任感、社会性と指導力を持つ教員を養成する。

◎企業情報学部の教員養成理念

　社会科学と情報科学の知見に裏づけられた課題発見・問題解決能力を備えた教員を養成する。

◎取得可能な免許状

学部	教育職員免許状の種類	免許教科
社会福祉学部	中学校教諭一種免許状	社　会
	高等学校教諭一種免許状	公　民
		地理歴史
		福　祉
	特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
環境ツーリズム学部	中学校教諭一種免許状	社　会
	高等学校教諭一種免許状	公　民
		地理歴史
企業情報学部	高等学校教諭一種免許状	情　報
小学校教員養成特別プログラム（3学部共通）	中高教員免許取得予定学生を対象に、協定校（玉川大学教育学部教育学科）の通信教育課程を履修、単位修得することで、小学校教諭二種免許状を取得が可能。 ※このプログラムの受講にあたり、選抜があります。 ※別途授業料（約33万円）が必要。	

1. 免許資格取得要件

免許状の種類（教科）	基礎資格	教育職員免許法施行規則（第66条の6）に定める科目	教育職員免許法に定める科目		
			A・B	C	D
①中学校教諭一種免許状（社会）	学士の学位を有すること	8単位	28単位	27単位	4単位
		介護等体験が必要（詳細は6. 介護等体験の履修　を参照のこと）			
②高等学校教諭一種免許状（公民、地理歴史、福祉、情報）	学士の学位を有すること	8単位	24単位	23単位	12単位
③特別支援学校教諭一種免許状（知的・肢体・病弱）	学士の学位を有すること及び普通免許状を有すること	上記A～Dの他に特別支援教育に関する科目26単位 ※ただし高校福祉、情報は対象外			

※本学における最低修得単位は法令を上回る科目があるので、2019年度生以降は、教科ごとに155頁～216頁の科目表を参照のこと。
※A・B：教科及び教科の指導法に関する科目（A：教科に関する専門的事項　B：各教科の指導法）　C：教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目、教育実践に関する科目　D：大学が独自に設定する科目

2. 履修の基本

(1)教育職員免許法施行規則(66条の6)に定める科目 【8単位】

「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」について、各2単位を修得すること。

(2)「教科に関する専門的事項」(A)【最低修得単位 20単位】

教師になって担当する具体的な教科の知識修得を目的とした科目(専門科目)である。これは、各学部・各学科に設置されている科目である。

(3)「各教科の指導法」(B)【最低修得単位 中学校:8単位・高等学校:4単位】

学習指導要領に示された当該教科の目標や内容を理解するとともに、基礎的な学習指導理論を理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける科目である。

(4)「教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目、教育実践に関する科目」(C)【最低修得単位 中学校:27単位・高等学校:23単位】

教師になるための資質の向上を目的とした科目である。本学では教育職員免許法及び同施行規則に則り、当該科目群を定めている。**なお、履修科目表一覧の「☆」の科目は卒業単位に算入されないので注意すること。**

(5)「大学が独自に設定する科目」(D)【最低修得単位 中学校:4単位・高等学校:12単位】

「A・B」及び「C」のそれぞれの修得単位数が、中学校教諭一種免許状及び高等学校一種免許状を取得するためのそれぞれに必要な単位数を超えた場合には、その単位を「大学が独自に設定する科目」の単位数に含めることができる。

ただし、異なる免許の科目をこれにあてる(例えば福祉科教育法を中学の免許のために用いる、社会科・地歴科教育法を高校(公民)の免許のために用いる等)ことや「教育職員免許法施行規則(第66条の6)に定める科目」をあてることはできない。よって、複数の免許を取得する場合、免許ごとによく確認すること。

(6)履修カルテについて

4年次後学期には、それまでの教職課程での学びを振り返り総括する「教職実践演習」を履修しなければならない。したがって、課程登録者は、教職実践演習で用いる振り返りの資料として、1年次より「履修カルテ」(ポートフォリオ)を作成する必要がある。

履修カルテには、各学期に一度、教職課程での学びを課程登録者が総括し記入を行う。課程登録者は、ガイダンスで代用している。履修カルテへの記入は、学生自身がWeb上で行い、その管理は学生が責任を持って行うこととする。

なお、教職実践演習開始時までに履修カルテの必要事項に記載漏れがあったり、履修カルテのデータファイルを紛失した等の理由で学びの振り返りと総括に支障があると判断される場合は、教職実践演習の履修を認めないことがあるので、履修カルテの記入や管理については十分に注意すること。

(7) 中学校教諭一種免許状(社会)を取得する際の前提科目(「社会科指導法基礎」)について

中学校教諭一種免許状(社会)の取得に際して必修科目となっている社会科・地歴科教育法A・Bおよび社会科・公民科教育法A・Bについては、原則として、1年次から履修できる「社会科指導法基礎」において単位が認定されている場合に限り履修登録をすることができる。なお、高等学校各種免許についてはこの限りではない。

3. 教育実習について

4年次に、中学校教諭免許については4週間、高等学校教諭免許、特別支援学校教諭免許については2週間実施する。中学校と高等学校の両免許を希望する場合は中学校で4週間実施する。

(1)教育実習履修の条件

①1年次より学期ごとに開催される教職ガイダンスに必ず出席し、必要な事務手続きを済まさなければならない。なお、日時はその都度指定の方法にて案内する。

②中学校もしくは高等学校教育実習は「教職概論」、「教育学概論」、「教育心理学(教育・学校心理学)」、「教育の方法及び情報通信技術を活用した指導法」、「各教科教育法」(教科の指導法に関する科目)の単位を修得しておく必要がある。

③学業成績が悪い場合は教育実習の履修を認めないことがある。

④「教育実習指導」の出席が十分でなく、かつ、「模擬授業」を十分に行えない場合は教育実習を延期すること、または履修を認めないことがある。

⑤特別支援学校教育実習については、その前提科目である「特別支援学校教育実習指導」(3年次)を履修する必要がある。ただし、「特別支援学校教育実習指導」を履修するには、原則として2年次に「知的障害教育A・B」「肢体不自由教育A・B」「病弱教育A・B」を単位取得済みであることが必要である。

⑥本学が示す「教育実習生心得」および実習校が示す「実習の条件」等を十分に理解せず、それを守れないと判断される場合は、教育実習の履修を認めないことがある。

⑦毎年実施されている教育実習報告会、教職課程研究報告会に1年次より毎回参加しなければならない。また別途指定される他学年開講科目を聴講しなければならない。

⑧心身の健康管理に留意すること。心身の不調があるときは、教育実習前、又教育実習期間中であっても教育実習を中止することがある。

(2)実習校

①中学校教育実習は、上田市もしくは近隣地域にある中学校もしくは、出身校で行う。実習校は、担当教員との調整、指導を受けた上で、3年次に各人が大学からの依頼状を持参して申し込み、決定する。

②高等学校教育実習は、原則として大学との協力校で行う。実習校は、担当教員からの指導を受けた上で、大学と協力校で調整のうえ、決定する。ただし、希望する免許状により、協力校で実習ができない場合もあり、その場合は別途指示する。

③特別支援学校教育実習は、基本的には長野県内の特別支援学校で行うこととするが、各人の希望等も踏まえた調整を行い、実習校を決定していく。実習校は、担当教員からの指導を受けた上で、3年次に各人が大学からの依頼状を持参して申し込み、決定する。

(3)教職実践演習について

4年次後学期にそれまでの教職課程での学びを振り返り総括することを目的として実施される。なお、法令で定められる科目であるため、教員免許状の取得に際して必ず履修しなければならない。また、教職実践演習の履修にあたっては、以下の条件を満たす必要がある。

(1) 教職実践演習の履修条件

①4年次後学期の時点で卒業見込み(残25単位以下)であり、教育職員免許状を取得見込みであること。

②教育実習を終えている、あるいは実習中(後学期に実施予定)であること。

③担当教員の指導のもと、履修カルテに漏れなく記入がされていること。

4. 教職課程履修費について

種　別	学年	履修課程	納入金額(円)
教職課程履修費	1年次	中学社会、高校公民・地理歴史・福祉・情報・特別支援学校	2,000円
	2年次	中学社会、高校公民・地理歴史・福祉・情報・特別支援学校	2,000円
	3年次	中学社会、高校公民・地理歴史・福祉・情報・特別支援学校	6,000円
	4年次	①中学社会、高校公民・地理歴史・福祉・情報	12,000円
		②特支一種免の課程の免許種を履修の場合	9,000円
		①又は②と併せて玉川大学との協定である「小学校教員養成特別プログラム」を受講する場合の追加納入金	10,000円
	履修年次	介護等体験履修費	15,000円

6. 介護等体験の履修

中学校教諭免許状を取得するためには「介護等体験(障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験)」の履修が必要である。

(1) 履修が必要な者

中学校教諭免許状を取得しようとする者および小学校教員養成特別プログラム参加者。高等学校教諭免許状のみを取得する場合は必要ない。なお、環境ツーリズム学部で該当する学生は必修であるが、社会福祉学部の学生においては特別支援学校教諭免許状を同時に取得する場合は、介護等体験の履修に代えることができるため、原則として介護等体験の履修を認めない。

(2)概要

①実施内容

ア. 障害者、高齢者等の介護または介助

イ. 障害者、高齢者等の話し相手、散歩の付き添いなどの交流体験、あるいは掃除や洗濯といった受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助など。

②実施施設

特別支援学校および社会福祉施設、またはその他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めたものに限る。

③期間

特別支援学校で2日間、社会福祉施設等で5日間、計7日間を原則とする。

④証明書の発行

介護等体験の際、学校または施設の長より介護等体験に関する証明書(所定の用紙による)を発行してもらう必要がある。なお、介護等体験における行動、態度、出席状況等によっては証明書が発行されない場合がある。発行された証明書は、教職センター事務室に各自コピーを取り原本を提出する。

(3)実施年次

介護等体験は、2年次の履修を原則とする。

(4)実施時期

長野県教育委員会ならびに長野県社会福祉協議会の計画に従うものとする。

(5)手続きなど

必要な手続き、費用、情報等については、説明会・掲示等で指示する。

(6)履修すべき科目及び手続きについて

当該事項については、教職ガイダンスにおいて説明を行うこととする。